

第2回大空町農業委員会総会議事録

平成29年7月28日第2回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸	5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之	8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸
11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸	13番 井上 良幸
14番 田中 悟	15番 田中 秀雄	16番 齊藤 貞利
17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣	19番 佐藤 廣治
20番 渡辺 誠	21番 石田 敦	23番 岡本 シゲ子
24番 遠藤 哲也	25番 長谷川 伸一	26番 永倉 誠二
27番 山神 正信		

(2) 欠席者

10番 早川 敏幸	22番 福田 重幸
-----------	-----------

2. 職員等の出欠状況

大空町長 山下 英二	事務局長 作田 勝弥	主査 渡邊 豪
主事 安念 真人	主事 菊地 悠汰	

第2回大空町農業委員会総会議事録

午後4時00分

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第2回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん、ご苦労さまでございます。</p> <p>今日は、第2回ですけれども、最初の総会ということで、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>これからも3年間、今日、座っている席に座りまして、3年間よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>また、自分1人が何もできませんので、各委員さんのお力をお借りし、また事務局共々、大空町農業委員会のためによろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>昨日から、女満別は麦の収穫が始まっております。</p> <p>本格的ではまだないので、この雨がいい雨となって天気になって、順次刈れれば、また、良質の麦がとれるよう念願するところであります。</p> <p>先月の29日にほかの農業者年金協議会の総会がございました。</p> <p>その中で、大空町、全国5位の表彰をしていただきました。</p> <p>これについても、日ごろ各委員さんのお力添えがあった賜物だと思っております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今日は、第2回の総会でございますので、忌憚のない御意見とまた御審議をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではありますが、挨拶といたします。</p>
山神会長	<p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
作田局長	<p>6月27日開催の第37回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p>

山神会長	<p>(活動状況報告説明朗読)</p> <p>ただ今より第2回農業委員会総会を開催いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>
作田局長	<p>ただいまの出席委員は、25名であります。早川委員、福田委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>大空町農業委員会会議規則第7条の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計12件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、1番石原委員、2番江口委員を指名いたします。</p> <p>所有権移転関係1番から2番について譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>の件につきましては、賃貸借から売買への移行の案件です。7月3日に第1地区農業委員によりあっせん会が開催されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>図面については、省略しております</p> <p>1番の譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含めて90.6ha。労働力は4人です。</p> <p>2番の譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含めて68.5ha。労働力は2人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長 委員長	<p>この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第1地区農業委員により7月3日にあっせん会を開催しております。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形</p>

	<p>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番から 2 番について質疑に入ります。 (無しの声)</p>
山神会長	<p>これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番から 2 番について採決し ます。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読) この件につきましては、更新の案件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していること を確認しております。 図面については、更新のため省略しております 借主の経営面積等については、議案第 1 号(1) 所有権移転関係 2 番 で説明したとおりです。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。 (無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 2 番について提案理由の説明を求めます。</p>

渡邊主査	<p>渡邊主査</p> <p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、貸主の離農に伴うものです。</p> <p>6月12日に第3地区農業委員によりあっせん会が開催されております。</p> <p>なお、貸主所有農地のうち、5ページ議案第2号(2)利用権設定関係1番については、農地中間管理事業を利用することとなっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>図面については、1ページに掲載しております</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず61.3haです。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第3地区農業委員により6月12日にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p> <p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>議案の第1号では、中間管理事業を使わず、議案第2号で中間管理事業を使う違いは一体何か。</p>
渡邊主査	<p>貸主ににおきましては、まだ65歳になっていないということで、経営移譲年金及び特例付加年金受給ができる状態でございます。</p> <p>経営移譲年金と特例付加年金の受給に当たりましては、60歳未満の個人に10年以上貸し付けするが法人に10年以上貸付けするか、ということもあります。</p> <p>借受予定者につきましては60歳ということで、60歳未満ではありませんということで、この方に貸付けをすると農業者年金の経営移譲年金と特例付加年金が支給することができなくなるため、農地中間管理機構は法人でございますので、法人に貸し付けすることによりまして、経営移譲年金と特例付加年金を受給するそういうところもあります。</p>

山神会長	よろしいですか。
委員	第1号議案で貸付先が〇〇という法人ですよね。 なぜ、中間管理事業を使わなかったのか。
渡邊主査	委員協議会でお話をさせていただこうかと思っていたのですが、農地中間管理事業協力金の関係もあると中間管理機構を使うと貸主・借主の両方から1%ずつおかねをとらなければならないということもありますので、そういった部分も含めまして、1番貸主にとって収入が減らない形がこの現状形となっております。
山神会長	よろしいですか。
委員	はい。
山神会長	その他ございますか。 これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 渡邊主査
渡邊主査	(議案説明朗読) この件につきましては、先月の総会において、買入協議の要請の議決をいただいたものです。 そのため、図面を省略しております。 任期が変わりましたので、改めてご説明いたします。 1番については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、27.8ha、労働力は3人です。 2番については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受

	<p>予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、49.4ha、労働力は3人です。</p> <p>3番については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず48.7haです。</p> <p>4番については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、13.5ha、労働力は2人です。</p> <p>5番については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積などは、議案に掲載している農地を含めず19.7ha、労働力は4人です。</p> <p>あっせんによる売買価格は、10a当たり36万円総額1718万6千円です。</p> <p>なお、今後の予定でございますが、2か月後の総会において、公社から各一時貸付者に対しての利用集積計画の議決を頂く予定です。以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番から5番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の所有権移転関係1番から5番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件の状況については、議案第1号(2)利用権設定関係2番で説明したとおり、貸主の離農に伴うものです。</p> <p>6月12日に第3地区農業委員によりあっせん会が開催されております。</p> <p>本人の申し出により、農地中間管理事業を利用することとなりました。</p>

	<p>た。</p> <p>大空町として、農地中間管理事業の利用は、初めてとなります。 農業公社からの農地の借受予定者は、〇〇氏となります。 借受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、41.5ha、労働力は4人です。</p> <p>利用権の期間の終期と金額については、同じの予定となります。 なお、図面については、2ページに掲載しております。 今後の予定です。</p> <p>委員協議会資料の中に「農地中間管理事業について」がございますので、そちらをご覧ください。</p> <p>今日のこの総会は、上段事務の流れ中、1番出し手から公社の中の農業委員会総会となります。農業公社との利用集積計画について、ご審議をいただいております。</p> <p>また、議決をいただいた場合には、来月の総会において、農業公社が借受予定者に対して、農地を貸し付けする農地利用配分計画に対する意見を議決いただくこととなります。</p> <p>その後、1か月半程度経過の後に、北海道が認可を行い、公社との賃貸借契約が締結されることとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第3地区農業委員により6月12日にあっせん会を開催しております。</p> <p>本人の申し出により、農地中間管理事業を利用することとなりました。</p> <p>借受予定者については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、7月24日に第2地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。 なお、図面につきましては、3ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上でございます。</p>
山神会長	この件について第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては7月24日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。以上です</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号の1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
山神会長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業委員会等に関する法律の規定による各委員が担当する区域の決定について」を議題とします。</p>

	<p>提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読) この件につきましては、別紙資料を用意しておりますので、そちらをご覧ください。 (関連資料朗読)</p>
山神会長	<p>これより質疑に入ります。 (なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号の1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読) この件について何かご意見ございませんか。 (なしの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦労様でした。 (午後4時35分)</p>